

## 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格更新等に係る助成事業の実施について

令和4年度に実施した「暮らしと健康の調査」では、1割以上の事業所が「介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」といいます。）が不足している」と回答しており、実際に、区内事業所に勤務し、港区の利用者を担当するケアマネジャーの数は、令和元年から約15%減少しています。

そのため、令和5年10月1日から、これまで介護職員を対象としていた研修受講費用助成の対象をケアマネジャー及び主任ケアマネジャーにも広げることにより、区内の居宅介護支援事業所等で働くケアマネジャー数を増やし、介護人材の負担軽減や介護サービスの質の向上につなげます。

### 1 事業の目的

ケアマネジャーは、要介護者や要支援者が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有し、ケアプランの作成や市区町村・介護サービス事業者などとの連絡調整を行う専門職です。

このうち、主任ケアマネジャーは、地域のケアマネジャーの人材育成等を期待される専門職であり、法令基準上、居宅介護支援事業所の管理者や地域包括支援センターに必置の職となっています。

区内の事業所数及びケアマネジャー数の充実、介護サービスの質の向上のためのケアマネジメント力の強化に向け、助成事業を実施します。

### 2 事業の概要

ケアマネジャーの資格取得及び5年に1度の更新のために必要な研修の受講費用を、区が全額助成します。

### 3 助成対象者

以下の（1）～（3）を全て満たす者を対象者とします。

- （1）区内の介護サービス事業所等において、ケアマネジャーとして6か月以上継続して勤務していること。
- （2）区内の介護サービス事業所等に、研修修了前から就労し、又は修了後3か月以内に就労していること。
- （3）現に居宅サービス計画の作成等を行っていること。

### 4 令和5年度予算額

2,313千円

### 5 スケジュール

令和5年10月1日 港区ホームページ掲載及び介護サービス事業所への周知  
申込み開始